（最終指定親会社四半期の記載事項）

第五条　最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に、連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項を記載するものとする。

2　前項に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第二号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。

（別紙様式第一号）

［略］

（別紙様式第二号）

［別紙6］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［**別紙様式第二号**　別紙6］

（単位：百万円、％）

KM1：主要な指標		イ	ロ	ハ	ニ	ホ
国際様式の該当番号		当四半期	前四半期	前々四半期	八の前四半期	二の前四半期
連結流動性カバレッジ比率						
15	算入可能適格流動性資産の合計額					
16	純資金流出額					
17	連結流動性カバレッジ比率					

（注）

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結流動性カバレッジ比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

b　この面に記載する比率は、小数点第一位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

○金融庁告示第十一号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）、信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）及び金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件（平成二十四年金融庁告示第二十一号）等の一部を次のように改正する。

平成三十年三月十四日

金融庁長官　森　信親

（最終指定親会社四半期の記載事項）

第五条　最終指定親会社は、最終指定親会社四半期ごとに、流動性に係る経営の健全性の状況を記載した書面に、第三条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定量的開示事項を記載するものとする。

［項を加える。］

（別紙様式）

［同左］

［別紙様式を加える。］

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件の一部改正）

第一条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第六号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第六号、第十九条の三第四号及び第三十四条の二十六第一項第五号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行又は銀行持株会社及びそれらの子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第六号、第十九条の三第四号及び第三十四条の二十六第一項第五号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、銀行又は銀行持株会社及びそれらの子会社等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを次のように定め、公布の日から適用する。

目次

第一章　定義（第一条）

第二章　国際統一基準行等における開示事項（第二条―第四条）

第三章　国内基準行等における開示事項（第五条―第七条）

［章名を付する。］

第一章　定義

（定義）

［条を加える。］

第一条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　国際統一基準行　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。第三号において「自己資本比率告示」という。）第一条第十号の二に規定する国際統一基準行をいう。

二　国際統一基準持株会社　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本